

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計 画 主 体	川島町

## 川島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農政産業課 農政産業グループ  
所在地 川島町大字下八ツ林 870 番地 1  
電話番号 049-299-1760  
FAX番号 049-297-8437  
メールアドレス nousei@town.kawajima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、カラス、ドバト、カワウ
計画期間	平成30～32年度
対象地域	川島町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
		千円      ha
ハクビシン	野菜、果樹	58      0.01
アライグマ	野菜、果樹	612      0.12
タヌキ	野菜、果樹	301      0.05
アナグマ	野菜、果樹	—
カラス	水稲、果樹	—
ドバト	水稲、果樹	—
カワウ	魚	—

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物への被害は毎年あり、町内全域にわたり通年被害があることから、耕作意欲の低下や耕作放棄地の増加を招いている。

近年においてはアライグマ、タヌキによる農作物の被害や民家の家屋被害は、現在町内全域にまで拡大しており、年間捕獲頭数については増加傾向を示している。

また、ハクビシンによる農作物の被害や民家への生活被害も発生しており、アナグマやカラスによる農作物被害も確認されている。ドバトによる民間倉庫等への糞害も確認されている。カワウの漁業被害も確認されている。サルや鹿の目撃情報も数年に一度ある。

(3) 被害の軽減目標

1. 被害面積

指標	鳥獣の種類	現状値（平成28年度）	目標値（平成32年度）
被害金額	ハクビシン	58千円	52千円
	アライグマ	612千円	551千円
	タヌキ	301千円	271千円
	アナグマ	—	—
	カラス	—	—
	ドバト	—	—
	カワウ	—	—
	被害面積	ハクビシン	0.01ha
アライグマ		0.12ha	0.11ha
タヌキ		0.05ha	0.05ha
アナグマ		—	—
カラス		—	—
ドバト		—	—
カワウ		—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	特定外来生物捕獲（アライグマ）	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施している。農作物被害の多い地域では箱わなによるアライグマ捕獲が実施されているが、完全に防除はできず、被害を免れることは難しい。
防護柵の設置等に関する取組	箱わなを設置する際に、農業者に対して、防護柵の設置を勧める。	防護柵を設置する労力が被害防止効果に見合わないと考え、農業者が多いが、柵の効果啓発しながら導入を進める必要がある。

### (5) 今後の取組方針

1. 被害防止対策の普及啓発 地域の方や関係者を対象に講習会を開催し、野生動物の生態、野生動物が出没する背景を学び、正しい知識と対処法を身につける。また、アライグマ対策として捕獲従事者養成講習会を開催し、捕獲に従事する人材を育成する。
2. 電気柵の普及啓発 農作物被害を軽減させるため、町の広報誌などで正しい電気柵の使い方の啓発し、普及していく。
3. 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲の実施 特定外来生物に指定されているアライグマの捕獲・調査の実施としていく。
4. 適切かつ効果的な捕獲の実施 町や猟友会を中心に、地域に応じた適切かつ効果的な捕獲を実施する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲事業については町が中心となるが、地域においても捕獲の担い手を育成する。 アライグマについては、捕獲従事者養成研修会を開催して捕獲従事者の育成を図り、地域ぐるみで捕獲を行う。
---

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
H30	ハクビシン アライグマ	・箱わな等の整備、貸出し ・捕獲従事者の育成、研修会の開催
H31	タヌキ アナグマ カラス	・箱わな等の整備、貸出し ・捕獲従事者の育成、研修会の開催
H32	ドバト カワウ	・箱わな等の整備、貸出し ・捕獲従事者の育成、研修会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
県鳥獣保護事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として実施する。アライグマについては、県のアライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。			
(捕獲実績)			
アライグマ	H28	200頭	H27 98頭 H26 68頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
ハクビシン	10	10	10
アライグマ	全頭	全頭	全頭
タヌキ	25	25	25

捕獲等の取組内容
捕獲手段：箱わな、巣落し
捕獲実施予定期間：通年
捕獲予定場所：町全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
川島町	委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ	電気柵 10a	電気柵 10a	電気柵 10a

(2) その他被害防止に関する取組

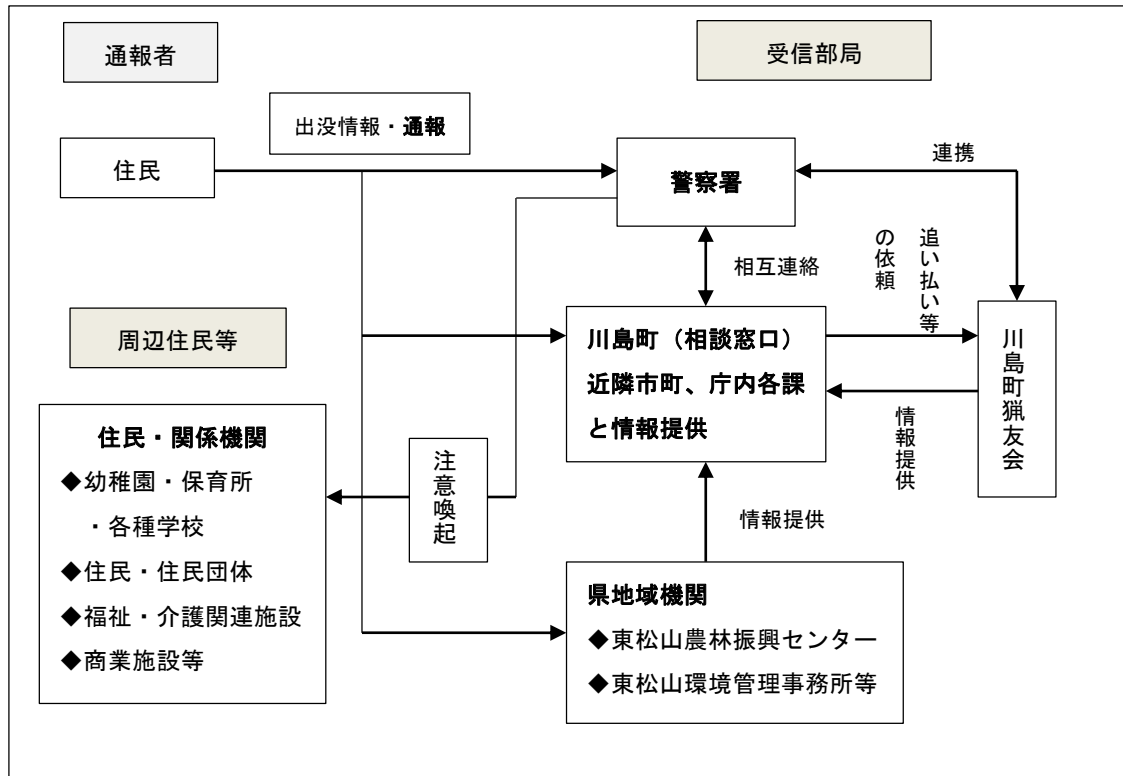
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
H 3 0	ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ カラス ドバト カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕作放棄地対策</li> <li>・ 被害状況調査</li> <li>・ 防護柵の整備</li> <li>・ 捕獲従事者の育成</li> </ul>
H 3 1	ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ カラス ドバト カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕作放棄地対策</li> <li>・ 被害状況調査</li> <li>・ 防護柵の整備</li> <li>・ 捕獲従事者の育成</li> </ul>
H 3 2	ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ カラス ドバト カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕作放棄地対策</li> <li>・ 被害状況調査</li> <li>・ 防護柵の整備</li> <li>・ 捕獲従事者の育成</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東松山警察署	住民・関係機関への注意喚起、町との相互連絡
県地域機関(東松山農林振興センター・東松山環境管理事務所)	警察署及び町への情報提供
川島町	住民・関係機関への注意喚起、警察署との相互連絡、地元猟友会に追い払い等の依頼
川島町猟友会	町からの依頼を受け、捕獲又は追い払いを実施、町への出没の可能性が高い場所等の情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマ・ハクビシンに関しては捕獲後、獣医師による安楽死の後に焼却処分。それ以外の鳥獣については、炭酸ガスによる安楽死後に焼却処分。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

現在、捕獲している鳥獣については、食品としての利用価値が難しいため利用なし。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	川島町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
川島町猟友会	捕獲の実施、指導
川島町農業委員会	農作物の保護

川島町認定者協議会	農作物の保護
川島町苺組合連絡協議会	農作物の保護
埼玉中央農業協同組合	情報提供等
埼玉県東松山農林振興センター	助言・指導
川島町農政産業課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術研究センター	対策の助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員及び民間事業者での対応をするため、検討はしない。
-----------------------------

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域ごとに、地域住民が正しい知識を得たうえで協力し、主体的に鳥獣被害対策が取り組めるような体制の構築を推進する。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

町の広報誌を利用し、農作物や家庭ゴミの放置を止めるよう呼びかける記事を掲載する。
--